三　原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたもの 四　専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの		
水産副産物発酵肥料（原料規格第三中五の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は撹拌し、腐熟させたものをいう。）	（略）	
（略）	（略）	（略）
	一　（略） 二　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　（略）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の二第一項の規定による登録を受けている肥料については、この告示による改正後の昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千三百号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料	一　肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料
㈠　次に掲げる肥料で粉末にしないもの	㈠　次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）の部位（牛等由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄（てい）及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛	魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供